

# 保育園の利用について

令和7年11月  
阿賀町こども・健康推進課こども係

子ども・子育て支援制度では、保育園を利用する場合、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

## ✿ 支給認定の種類 ✿

お子さんの年齢や保育を必要とする事由等により、3つに区分されます。

| 支給認定区分             | 対象となる子ども                       | 利用できる主な施設・事業  |
|--------------------|--------------------------------|---------------|
| 1号認定<br>(教育標準時間認定) | 満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)         | 幼稚園<br>認定こども園 |
| 2号認定<br>(保育認定)     | 満3歳以上で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども | 保育園<br>認定こども園 |
| 3号認定<br>(保育認定)     | 満3歳未満で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども | 保育園<br>認定こども園 |



## ✿ 保育を必要とする事由(2号認定、3号認定) ✿

保育認定を受けるには、保護者が次の事由のいずれかに該当することが必要です。

| 認定事由                   | 保護者の状況                                 | 入園申し込み及び認定事由の変更申請時に必要な添付書類                                                                    |
|------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就労                     | 月48時間以上の就労<br>(フルタイム、パートタイム、自営業 など)    | 職場から発行される「就労証明書」<br>自営業の場合は事業を営んでいることがわかる書類<br>(就労証明書の用紙は、役場及び各保育園に備え付けています。)                 |
| 妊娠・出産                  | 妊娠から産後8週間                              | 母子手帳の写し                                                                                       |
| 保護者の<br>疾病・障害          | 病気や心身に障害等があり、お子さんの保育ができない場合            | 診断書もしくは障害者手帳等の写し                                                                              |
| 同居親族等の<br>介護・看護        | 同居または長期入院している親族を、常に介護・看護している場合         | 診断書もしくは障害者手帳等の写し                                                                              |
| 災害復旧                   | 火災、風水害、地震等の災害復旧にあたっている場合               | り災証明書等の写し                                                                                     |
| 求職活動                   | 求職活動を行っている                             | ハローワークカード等の写し                                                                                 |
| 就学・職業訓練                | 学校に在学または職業訓練を受けている場合                   | 学校等の発行する在学証明書等                                                                                |
| 虐待・DV                  | 虐待やDVの恐れがあり、保育が困難と認められる場合              | 状況が確認できる書類                                                                                    |
| 育児休業中                  | 育児休業取得時に、すでに保育園等を利用しているお子さんで継続利用が必要な場合 | 職場から発行してもらう「就労証明書」(育休期間の証明)もしくは「育児休業取得における継続届」<br>(就労証明書、育児休業取得における継続届の用紙は役場及び各保育園に備え付けています。) |
| その他、上記に類する状況として町が認める場合 |                                        | 状況により必要な書類                                                                                    |

・育児休業終了後に職場復帰予定日が決まってい入園申込みを提出する場合は、育児休業を証明する就労証明書を提出してください。



## ✿ 保育の必要量の認定 ✿

2号認定または3号認定を受ける方は、保育が必要な時間によってさらに「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

| 認定区分   | 保育時間                                | 該当する保育を必要とする事由                                    |
|--------|-------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 標準時間認定 | 最長11時間保育<br>平日、第1・3・5土曜日 7:30~18:30 | 就労(父母ともにフルタイム:月120時間以上)<br>妊娠・出産 など               |
| 短時間認定  | 最長8時間保育<br>平日、第1・3・5土曜日 8:00~16:00  | 就労(父母いずれかパートタイム:月48時間以上120時間未満)<br>求職活動中、育児休業中 など |